

旅費支給規則

(目的)
第 1 条 この規則は、区役員などに支給する旅費の範囲とその方法について定め、旅費の効率的かつ合理的な執行をはかることを目的とする。

(旅費の計算)
第 2 条 旅費は、最短距離による経路を原則とし、その計算は最も経済的、合理的な路程に従い、区会計が行う。

(財源)
第 3 条 旅費は、区年度予算から支出する。

別 表		旅 費 支 給 範 囲 一 覧 表													
会合の種類 役員の種別	区代議員会	区役員会	常任役員会	加盟認証状 伝 達 式	部 会	国際会議	Y M C A 同盟会議	ク ラ ブ 設立総会	合 メ ネット 会	同 R D E トレーニング	事業委員会等 *8	準備役員会	次期役員 研 修 会	次期会長・ 主査研修会	
名 誉 理 事	○	○													
理 事	○	○	○	○	○		○ *6	○			○ *3		○	○	
次 期 理 事	○	○	○							○ *7		○	○	○	
直 前 理 事	○	○	○										○	○	
区 書 記	○	○	○		○ *5								○	○	
区 会 計	○	○	○		○ *5								○	○	
部 長	○	○											○		
代 議 員	○														
事 業 主 任		○									○		○		
EMC事業主任		○		○							○				
事 業 委 員											○				
監 事	○	○	○ *1										○	○	
常置委員長		○									○				
常 置 委 員											○				
特別委員長		○									○				
特 別 委 員											○				
専 任 委 員		○									○				
国 際 役 員	○	○ *1				○ *2									
理事事務局長	○	○	○		○ *5								○	○	
理事事務局員		○ *4											○ *9	○ *9	
準備役員会構成員												○ *9	○ *9	○ *9	
L D 委 員											○		○	○	

(支給の範囲)
第 4 条 旅費の支給範囲などについては、別に細則を定める。

(支給の手続き)
第 5 条 旅費の支給は、理事の指示を得て、区会計がその手続きを執る。
2. 区会計は旅費支給者から受領印またはサインを受け、証拠書類として保管する。

(改正)
第 6 条 この規則を改正する時は、西日本区理事の諮問により設けられた特別委員会の審議・答申を経て、区役員会の承認を得なければならない。

2001年 4 月 8 日 改正 2001年 7 月 1 日 施行 2003年 6 月14日 改正 2003年 7 月 1 日 施行